

副会長と業務と家事

副会長 梶嶋 裕之 (42 期)

主な担当業務：非弁取締、非弁提携、市民窓口、紛議調停、多摩支部、民事司法改革、民訴、弁護士任官、LAC、住宅紛争、法廷、市民会議、日弁連理事会



自分が若手だったころ、東弁の副会長は、経済的な心配もなく、仕事はイソ弁がやってくれて、副会長職に100%集中できる人がやるのだらうと思っていた。

その頃だって果たしてそうだったのか、本当のところはよくわからないが、少なくとも今はそうでないことは確かだ。僕だけでなく、他の副会長も大なり小なり同様の苦勞を抱えながらがんばっているように見受けられる。

公益活動と言えば聞こえはいいが、稼ぐのが得意ではなく、お金にならない活動にばかり時間を費やしてきたものだから、副会長になったからといって、すべての業務から手を引くわけにはいかない事情もある。もちろん新件の受任は任期がはじまるだいぶ前からストップしているし、動いていきたいいくつかの事件は、協力してくれる他事務所の弁護士数名にお願いしているのだが、イソ弁のいない僕の場合、自分でやらなくてはならないことも多い。対応が難しい相談は自分でするしかないし、ペイしそうでない事件を他の弁護士にお願いする場合、とても「お任せ」にすることなどできない。

そんな僕にとって、矢吹会長のイニシアティブで今年度から電子決裁システムが導入され、副会長の週1回のリモートワークが可能になったことはとてもありがたかった。実際には毎週リモートワークできるわけではないし、リモート「ワーク」だから、事務所からリモートで電子決裁したりメール対応したり職員と電話したりという時間はかなり多く、結局のところまとまった業務対応は土日にならざるを得ないのだが、それでも事務局がいる平日日中に事務所にいる時間が多少なりともとれることの意義は大きい。

それから、家事である。つれあいとは同業の共働きなものだから、朝食と週末の夕食の支度・後片付けは僕の役割で、掃除、洗濯など他の家事や育児も、二人で分担してやってきた。だから、副会長に立候補を決めたときに彼女に渡した「所信」の冒頭には、「家のことをできるだけ今までどおりにやる」と記載されている（「できるだけ」という留保が少々情けない）。出勤時間の関係から、朝食の後片付けや乾燥機から出した洗濯物の片付けなど、彼女にお願いすることも少なくないが、朝、早起きして、「できるだけ」今までどおりやれるよう心がけている（どう評価されているかは怖くて聞けない）。

副会長の職にありながら、生活の100%を副会長業務に全力投入できていないことについて、会員の皆様からはお叱りを受けるかもしれない。もちろん、東弁副会長職の責任の重さは自覚しているし、弁護士会と会員のことを真摯に考えて職務に取り組んでいるつもりではあるのだが、「もっと時間があればあれもできるしこれもできるのに」と思うことがあるのも確かだ。

けれども、どうしても人に振れない依頼者の対応にあたふたしたり、通勤電車のなかで、朝食のフライパンを洗う時間がなかったことを気に病んだりする、いまひとつぱっとしない弁護士の視点も、東弁の会務運営に際しては役に立つこともあるのではないかと。多様性とか男女共同参画といった言葉が頭をかすめたが、そんなきれいな理念ではなく他に選択肢のない現実には過ぎない気もしているうちに、今日も慌ただしく時間が過ぎていくのである。